

ぽればれケアセンター白樫通所介護・総合事業通所型サービス運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人うねび会が開設する指定通所介護・総合事業通所型サービス事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護・総合事業通所型サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を各所するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員又は看護職員（以下「職員等」という。）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護・総合事業通所型サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 事業所の職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活リハビリ及び必要な日常生活上の世話をを行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るための援助を行う。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 5 指定通所介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ぽればれケアセンター白樫
- (2) 所在地 樫原市北越智町322番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者（兼務） 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定通所介護・総合事業通所型サービスの提供に当たる。

- (2) 従業者
看護職員 1名以上
介護職 5名以上
機能訓練指導員 1名

従業者は指定通所介護・総合事業通所型サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする

- (1) 営業日 年中無休。但し年末年始12/31～1/2は休業する。
- (2) 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。但し必要な場合時間外営業を行う。

(3) サービス提供時間

- 1 指定通所介護 午前9時00分から午後4時15分までとする。
- 2 総合事業通所型サービスA 4時間以上については上記と同じ。
4時間未満は午前9時00分から午後12時30分までと、午後1時00分から午後4時15分までとする。
- 3 総合事業通所型サービスCも同様の時間とする。但し必要な場合時間外営業を行う。

(定員)

第6条 指定通所介護・総合事業通所型サービスの定員は35名とする。

(事業の内容及び利用料等)

第7条 指定通所介護の内容は次のとおりとし、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その負担割合の額とする。

- 2 総合事業通所型サービスの内容は次のとおりとし、その提供をした場合の利用料の額は、市の定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスである時は、市の定める額の負担割合に応じた額とする。
- 3 その他の費用
昼食費(おやつ込み) 850円、特別食費 100円、教養娯楽費 300円、理美容費 実費、
給付対象外利用基本料(1時間) 1,500円、
おむつ代 尿取りパット 50円、フラット 70円、
パンツタイプ 130円、テープタイプ 170円
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 従事者等は、通所介護・総合事業通所型サービスを実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の処置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の実業の実施区域)

第9条 通常の実業の実施区域は橿原市、大和高田市、葛城市、御所市、高取町、明日香村、桜井市とする。

(感染対策等)

第10条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第11条 利用者は、介護サービスの提供を受ける際には、次にあげる事項に留意するものとする。
- (1) 送迎前、送迎中、サービス利用中に係わらず、健康状態に異常がある場合には、遅延なくその旨を管理者に連絡し、症状に応じたサービスの提供を受けるようにすること。
 - (2) 管理者及び職員による安全上の指示には必ず従うこと。
 - (3) 飲酒は禁止、喫煙は所定の場所以外は禁止とする。
 - (4) 金銭、貴重品は原則施設内に持ち込まない。
 - (5) 利用者の営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止する。
 - (6) 施設内の設備・備品等の利用に際しては、管理者及び職員の指示に従い十分に注意すること。
 - (7) 常備薬、保険給付の対象となっているサービス以外の介護用品等、管理者及び職員が必要と認められたものは、持参するようにすること。
 - (8) 家族等、緊急時等の連絡先を必ず申し出ること。
 - (9) 利用開始時には、必ず介護保険被介護保険者証及び健康保険被健康保険者証の提示を行うこと。
 - (10) 第12条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(非常災害対策)

- 第12条 事業者は、非常災害に備えるため、防災計画等を作成し、利用者の避難訓練誘導等、安全確保に十分な対応を行うものとする。
- 2 防火訓練計画により年2回の訓練の実施とともに、日常防火、点検を行うものとする。
 - 3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

- 第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第15条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

2 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めるものとする。

(その他の運営についての留意事項)

第16条 事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、通所介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、勤務体制を整備する。

(1) 採用時研修 (採用後3カ月以内に実施)

(2) キャリアアップ研修 年12回以上

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人うねび会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

5 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附 則 この規程は、平成24年5月1日から施行する。

この規程は、平成24年9月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

この規定は、令和5年1月1日から施行する。

第10条(1)から(3)

第13条(1)から(4)

第14条

第16条第1項の認知症介護に係る基礎的な研修については

令和6年3月31日までに運用を開始するものとする。